

英才育成奨学金規程

制 定	昭和46年	4月	1日
改 定	平成20年	4月	1日
改 定	平成23年	4月	1日
改 定	平成26年	4月	1日
改 定	平成27年	10月	1日

公益財団法人井植記念会

公益財団法人井植記念会 英才育成奨学金規程

第1章 総 則

（目 的）

第 1 条 公益財団法人井植記念会英才育成奨学金は、公益財団法人井植記念会（以下「井植記念会」という。）の定款第4条第2号の規定の趣旨に基づき、大学院に在学する英才に対して学資金を支給することにより、わが国の学術水準の向上に寄与するとともに、社会の進歩発展に著しく貢献し得る人材を育成することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 井植記念会から支給する学資金をいう。
- (2) 奨学生 井植記念会から奨学金の支給を受ける者をいう。

（奨学生の資格）

第 3 条 奨学生を出願することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 兵庫県出身者および兵庫県内の大学の在籍者であること。
- (2) 東京大学・京都大学・大阪大学・名古屋大学・神戸大学・兵庫県立大学の各大学院理学研究科・工学研究科又は医学研究科またはそれらに準じる研究科に在学し、博士課程後期を履修しつつある者であること。
- (3) 学業成績が優秀で、かつ、心身ともに健全であり、学術の理論及び応用に卓抜した能力と実績を示し、将来においてわが国の学術水準の向上・社会の進歩発展に著しく貢献し得る可能性が認められる者であること。

（奨学金の支給期間及び支給金額）

第 4 条 奨学金の支給期間は、奨学生に採用したときから、その者の正規の履修課程の終期までとする。

- 2 前項の期間内に支給する奨学金の額は、月額5万円とする。

- 3 奨学金は第 13 条の規定に該当する場合のほかは、原則として返還を要しない。

第2章 奨学生の採用と奨学金の支給

（出願手続き）

第 5 条 奨学生を志願しようとする者は、申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、在学する大学の総長または学長を経由し井植記念会に提出しなければならない。

- (1) 奨学生推薦調書（様式第 2 号）
- (2) 学部ならびに修士課程における学業成績証明書
- (3) 奨 学 生 調 書（様式第 3 号）
- (4) 健 康 診 断 書（様式第 4 号）
- (5) その他井植記念会が必要と認める書類

（奨学生の採用）

第 6 条 奨学生の採用は、学識経験者を含む奨学生選考委員会の選考を経て井植記念会の理事長（以下「理事長」という。）が決定する。

- 2 奨学生選考委員会の委員は、理事長が選任する。
- 3 奨学生の採用決定は、採用決定通知書（様式第 5 号）により在学する大学の総長または学長を経て本人に通知する。

（誓約書の提出）

第 7 条 前条の奨学生採用決定通知書を受理した者は、その日から起算して 20 日以内に誓約書（様式第 6 号）を井植記念会に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第 8 条 奨学生は、独立の生計を営む 1 人の連帯保証人を定めなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、奨学生と連帯してこの規程を守り、所定の義務を遂行しなければならない。
- 3 井植記念会が第 1 項の連帯保証人を不適当であると認めたときは、奨学生はすみやかに連帯保証人を変更しなければならない。

（奨学金の支給）

第 9 条 奨学金は、3箇月ごとに一定の日を定めて在学する大学の総長または学長を経て本人に支給するものとする。ただし、理事長が必要であると認めたときは、3箇月分以上を一時に支給することがある。

（奨学金受領書の提出）

第10条 奨学生は、奨学金を受領したときは、そのつど直ちに奨学金受領書（様式第7号）を井植記念会に提出しなければならない。

（奨学金支給の休止）

第11条 奨学生が長期にわたって欠席し、又は休学したときは、欠席し又は休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月までの奨学金の支給を休止することがある。

（奨学金支給の取り消し）

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金支給の決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 傷病のため学業遂行の見込みがなくなったとき。
- (3) 学業成績又は性行が不良になったと認められるとき。
- (4) 在学する大学で処分を受け、又は処分により学籍を失ったとき。
- (5) 奨学金の支給を辞退する申し出があったとき。
- (6) 奨学生が死亡したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、井植記念会が奨学生として不適当であると認めたとき。

第3章 奨学金の返還

（奨学金の返還義務及び返還方法）

第13条 奨学生は、前条第3号・第4号・第5号及び第7号に該当するに至ったときは、奨学金の支給を受けた最終月の翌月から起算して理事長が指定する期間内に、支給を受けた奨学金全額を井植記念会に返還しなければならない。

- 2 前項の奨学金の返還方法は、一時払い・年賦・半年賦又は月賦の方法によるものと

し、井植記念会が指定する金融機関に払い込むものとする。ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰り上げて返還することができる。

3 連帯保証人は、奨学生であった者と連帯して奨学金の返還義務を負うものとする。

第4章 届 け 出 義 務

（学業の成果及び生活状況の報告義務）

第14条 奨学生は、毎学年末に学業の成果を証するに足りる書類及び生活状況報告書を井植記念会に提出しなければならない。

（異動届の提出義務）

第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに井植記念会に届け出なければならない。

- (1) 休学・復学・転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人を変更したとき。
- (4) 奨学生及び連帯保証人の氏名・住所その他重要事項に変更が生じたとき。

附 則 この規程は、昭和46年4月1日から施行する。